

## いいとこ小浜づくり協働推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自由な発想を活かした地域の課題解決につながるまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）の提案を募集し、市民と市が事業目的の共有、役割分担しながら、協働で行う事業を支援することにより、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応し、笑顔あふれるまちづくりを推進することを目的とする。

### (提案者の要件)

第2条 まちづくり事業の提案者は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 小浜市内に活動拠点がある団体であること。
- (2) 構成する会員が5人以上の団体であること。
- (3) 運営に関する会則等があり、適切な会計処理が行われている団体であること。

### (補助対象事業)

第3条 まちづくり事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 市民活動団体と市が協働で実施することにより、地域の課題解決につながる事業であること。
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- (3) 市民活動団体と市の役割分担が明確、妥当で、相乗効果が期待される事業であること。
- (4) 市民活動団体の有する先駆性、専門性、柔軟性などを活かした新たな視点からの事業であること。
- (5) 予算の見積り等が適正であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、まちづくり事業の対象としないものとする。

- (1) 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- (2) 営利を主たる目的とする事業

- (3) 宗教上の教義の宣伝、信者の教化育成等に係る事業
- (4) 政治上の主義もしくは施策を推進、支持し、または反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持し、または反対することを目的とする事業
- (6) 反社会的行為の助長その他の公序良俗に反するおそれのある事業
- (7) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体から補助金の交付を受けている事業
- (8) 法令、条例等に違反する事業
- (9) その他市長が適当でないと判断した事業  
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、まちづくり事業に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

(補助金額および交付回数制限)

第5条 まちづくり事業に対する補助金額は、補助対象経費の合計額からイベントの実施に伴う参加料などの収入を除いた額とし、1年目においては補助対象経費の4分の3以内または30万円のいずれか低い額を、2年目においては補助対象経費の2分の1以内または20万円のいずれか低い額を、3年目においては補助対象経費の4分の1以内または10万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、同一事業に対する補助金の交付は、継続3年を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。

(応募)

第6条 まちづくり事業について提案しようとするものは、次に掲げる書類を市担当課と協議の上、市長に提出しなければならない。

- (1) いいとこ小浜づくり協働推進事業計画書(様式第1号)
- (2) いいとこ小浜づくり協働推進事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 提案団体の概要書(様式第3号)
- (4) 規約・会則・会員名簿など

2 提案者は、同時に複数の提案をすることはできない。

(審査)

第7条 市長は、前条の規定によるまちづくり事業の提案があったときは、その審査をいいとこ小浜まちづくり協働推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮らなければならない。

2 審査委員会の委員は、学識経験者、小浜市協働のまちづくり審議会委員および企画部長をもって組織する。

3 審査委員会の審査は、書類審査および提案者からのプレゼンテーションにより行うものとし、以下の項目について審査委員ごとに採点を行う。

①公益性（社会貢献活動として、地域の課題解決につながる事業であるか）

②事業効果（事業実施により目的とする効果が期待できるか）

③協働の必要性・役割分担（相乗効果が期待できるか、役割分担が明確、妥当か）

④先駆性・創造性（先駆性などの特性を活かした新たな視点の事業であるか）

⑤計画性・経費の妥当性（目的どおりの事業執行が可能か、経費の積算が効率的であるか）

⑥継続性（次年度以降継続した活動が期待できるか）

（提言）

第8条 審査委員会は、まちづくり事業について総合的に審査し、審査結果を取りまとめて、市長に提言するものとする。

（検討結果）

第9条 市長は、審査委員会からの提言に基づき、事業実施の可否について検討し、その検討結果を提案者に通知するとともに市公式ホームページ等で公開するものとする。

（協定書の締結等）

第10条 まちづくり事業の実施に当たり、提案者の代表者および市長は、それぞれの役割分担等を明確にした協定書を締結するものとする。

（事業の変更、中止等）

第11条 まちづくり事業を変更し、または中止しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、直ちに実施主体から意見を聴取し、措置を決定するものとする。

(事業報告書)

第12条 事業実施主体は、まちづくり事業終了後、速やかに事業報告書を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

(庶務)

第13条 まちづくり事業に係る庶務は、企画部未来創造課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報償費	講習会、研修会等の講師に支払う謝金等
旅費	研修、講師の招聘等に必要な交通費等
消耗品費	会議資料等の用紙・コピー代、書籍等の購入費等
印刷製本費	会議資料、パンフレット等の印刷費等
通信費	郵便料金等
保険料	事業実施に伴い加入する保険の保険料等
使用料	事業実施に伴う施設使用料および物品の借上料等
原材料費	塗料や木材等の原材料等
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費等
その他	その他市長が必要かつ適正と認める経費